６　施設・居住支援

この章では、障害児・者の入所施設及び通所施設等について説明しています。
各施設の名称や連絡先等については、巻末の資料編をご覧ください。
市内在住の障害者が通所施設へ通う場合、交通費の補助制度があります。（44 頁　参照）
なお、施設のうち、地域交流のための場所等が確保されているところもありますので、それぞれの施設へお問い合わせください。

障害者

※障害者自立支援法への施行により、障害者施設（福祉ホーム他一部施設を除く）は平成 24 年３月 31 日までに新体系サービスに移行する予定です。

（1）障害者グループホーム・ケアホーム

障害者が自立した生活を実現していくため、地域の中で共同生活をする「障害者グループホーム」に、設置費や運営費の助成を行っています。（入居手続きや利用者負担などについては各窓口へお問い合わせください。）

①グループホーム・ケアホームＢ型（法人運営型）（114～121 頁） 身 知 精 支援法

※ 一部身体障害者グループホームは支援法対象外

【窓　口】各区福祉保健センター（裏表紙）

② グループホームＡ型（運営委員会型）（122 頁） 身 知

【窓　口】横浜市社会福祉協議会障害者支援センター（３頁）
各区福祉保健センター（裏表紙）

（2）施設入所支援 支援法（123～124 頁）

施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

（3）療養介護事業 支援法

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行います。

（4）旧法施設

① 身体障害者更生施設 支援法

身体障害者が、一定期間入所・通所し、治療・生活訓練・職業訓練を受けます（肢体不自由者更生施設）。

【窓　口】各区福祉保健センター（裏表紙）

② 身体障害者授産施設 支援法

身体障害者で雇用されることの困難な方等が入所・通所し、就労の場を得るとともに、企業等への就労に向けた訓練を受けます。

【窓　口】各区福祉保健センター（裏表紙）

③ 身体障害者療護施設 支援法

身体障害者で常時介護を必要とする方が入所し、日常生活の援助を受けます。

【窓　口】各区福祉保健センター（裏表紙）